

徳島県告示第五十号の一

令和八年徳島県告示第十七号の一（鶏等及びこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品の移動を制限する件）は、令和八年一月二十三日から廃止する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正純